



情勢の急展開と個人の抵抗姿勢

自 公政権が安倍・菅・岸田と続き、「新安法制」を根幹とする戦時国家体制が津波のように押し寄せている。善良な庶民は足を取られて呑み込まれ、抵抗することが困難になっている。防波堤を築くべき野党がバラバラで役割を果たさず、羅針盤役の学者も政治権力から疎まれ、無力化される攻撃を受けている。政治が得体の知れない勢力によって私物化され、正義も良識も通用しなくなっている。

岸田内閣が発足して1年と9か月が過ぎた。安倍路線が少しは修正されるのではないかと思っただが、逆にどんどん推し進められている。「戦後最悪の反動政治とよばざるをえないものが生み出されつつある」と広渡清吾東大名誉教授は指摘する(本誌577号5頁)。その象徴が2022年12月16日の閣議決定による安保3文書の改定である。反撃能力(敵基地攻撃能力)の獲得と防衛予算の倍増、統合司令部の創設等であり、何時でも戦争ができる臨戦態勢に入っている。こうした心配な情勢であるが、憲法9条が健在である限り、宣戦布告の制度も軍法会議も設けることができまい。存立危機事態の認定による「対処基本方針」の策定と自衛隊への防衛出動命令は宣戦布告に匹敵するものであるが、たやすく運用することはできないように思う。

例の安保法制違憲訴訟は、2016年4月の提訴から7年が過ぎた。全国22の地裁に25の訴訟が提起された。現在、1件を残して地裁判決が出され、控訴審判決も順次言い渡されているが、全て敗訴判決である。2021年の前半に控訴審判決があった沖縄、大阪、札幌の各訴訟は戦術として上告せず、敗訴で確定した。東京国賠訴訟の控訴審判決は2022年5月で、上告に踏み切り、その後の控訴審判決にはいずれも上告している。この間、山梨訴訟の東京高裁といわき訴訟の仙台高裁ではいずれも長谷部恭男教授の証人尋問が実施され、道東訴訟の札幌高裁では青井末帆教授の証人尋問が実施された上、裁判所主導の準備手続が重ねられている。この高裁の3か部にはなんらかの積極的な判断が期待される。

最高裁には上告理由書と上告受理申立理由書を提出するとともに、補充書の提出を予定していることを告げ、早期の三行半決定を牽制している。

請求を排斥した諸判決に共通した特徴的

な判断は、本件立法行為等はそれ自体が直ちに国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する効果を有したり、直接的に国民に対する危険を発生させたりするものではなく、しかも、現時点において日本に対する武力攻撃が発生又は切迫しているとは認められないから、国民の生命・身体等に対する具体的危険の発生はなく、平穏な生活への侵害があってもその苦痛は受忍すべきものであり、国賠法上保護される具体的権利ないし法的利益の侵害があったとは認められないというものである。論点をずらした屁理屈の連続であり、新安法制法の戦争法制としての違憲性と危険性については判断を回避し、司法の憲法保障機能と人権保障機能を完全に放てきしたものである。

本訴訟は立法行為型の違憲国賠訴訟が中核であり、最高裁判例でも確立した訴訟形態である。弁護士こそ自信をもって上告審での訴訟活動に取り組むべきではないかと考える。われわれ弁護士を含む法律家も当事者と共に、安保法制違憲訴訟に完敗するわけにはいかないのである。

私は、敗戦の翌年に小学校に上がり、兵役も戦争被害も体験することなく83年余りを平穏に生きることができた。1964年4月に司法修習生となり、青法協に加入した。裁判官になったことから、青法協攻撃に遭遇し、物心に及ぶ思想攻撃の深刻さを経験した。とにかく自分で耐える消極的抵抗が基本であったため、運動の力は養われなかった。頑固老人の一人として、反動化する情勢に精神的抵抗を続けたいと思う。

(弁護士 北澤貞男)

次号予告

「法と民主主義」2023年10月号(No.582)

【特集】

平和外交こそ安全保障の基軸
——戦争回避の道を探る(仮題)

本特集では、平和外交こそが、国民のいのちを守るための安全保障の基軸であることを明らかにし、戦争を回避する道を探っていく。発行は9月下旬予定。

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。